

令和8年9月18日

第3回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第3回総会議事録

1. 日 時 令和8年9月18日（金）午後2時00分
2. 会 場 市民センター（市役所本庁舎西側） 303会議室
3. 出席委員 23名
4. 出席の委員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 栗原 武弘 | 2番 | 佐藤 國夫 | 3番 | 吉田 久勝 |
| 4番 | 菅野 房子 | 5番 | 中村 謙一 | 6番 | 野崎 俊幸 |
| 7番 | 山岸由美子 | 8番 | 今野 拓也 | 9番 | 浪岡 真澄 |
| 10番 | 曳地 正人 | 11番 | 菅野 秀夫 | 12番 | 菅野 善晴 |
| 13番 | 菱沼寿美恵 | 14番 | 渡邊 正芳 | 15番 | 安齋 昭通 |
| 16番 | 尾形 寅昭 | 17番 | 古関 恵子 | 18番 | 柴田 徳男 |
| 19番 | 武田 勇夫 | 20番 | 齋藤 貴裕 | 21番 | 半澤 幹夫 |
| 22番 | 阿部 栄一 | 23番 | 佐藤 裕一 | | |
5. 欠席の委員 24番 玉根 吉光
6. 事務局の出席者
- | | | | |
|---------|-------|-----|-------|
| 事務局 長 | 平野 雅樹 | | |
| 次長兼農地係長 | 齋藤 良紀 | 主 査 | 紺野 勇紀 |
| 庶務係長 | 丹治 薫 | | |

議案の内容

- | | |
|-----|--|
| 第1号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について |
| 第2号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について |
| 第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について |
| 第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について |
| 第5号 | 現況確認証明願出について |
| 第6号 | 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について |
| 第7号 | 令和9年度農地等利用最適化推進施策についての意見について |

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について
第6号 「農業経営基盤の強化の促進に対する計画（地域計画）」の変更に係る意見について（回答）

事務局長	ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
次長	24番 玉根 吉光 委員より欠席の旨、届出がありました。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第26期、第3回総会を開催いたします。 福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。 3番：吉田 久勝 委員、15番：安齋 昭通 委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の紺野主査を指名いたします。 福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。 会期は、本日午後4時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日午後4時までと決定いたします。 議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
次長	【議案第1号から報告までを上程する。(90件)】 合計90件、令和8年9月18日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転14件、貸借権設定1件、計15件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番から1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
3番	議長3番(発言を求める。)
議長	吉田委員(発言を許可する。)
3番	整理番号1番について説明いたします。 譲渡人は相続により農地を取得しましたが、農業には従事しておりません。譲受人は専業農家として施設栽培でのキュウリ、トマトなどの野菜の露地栽培を行っております。 譲渡人は遊休化し荒廃していた農地について、農地近くに居住する譲受人に相談し、譲受人が取得しない場合は建設関係の資材置場になる話もあり、自宅近接地の騒音も懸念し取得に至ったそうです。 自作地続きで耕作利便であり、ネギ栽培を考えているということで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号2番から3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	山岸委員（発言を許可する。）
7番	整理番号2番について説明いたします。譲渡人の畑の奥に譲受人の畑があり、この畑を宅地として売却されると、譲受人の畑に入るのに不便になるということで譲受人がこの農地を求めたということです。所有権移転の案件となります。今はカボチャなどの野菜類を栽培しています。
	金額については、市街化区域の中で周囲を住宅地に囲まれているため、農地ではありますが宅地並みの評価になっています。不動産会社の仲介により金額が設定され、譲渡人・譲受人の双方が相談して納得して決定した金額となっています。
	区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整地番号3番について説明いたします。
	譲渡人は相続によってこの畑を所有していましたが農業の経験が無く、譲受人の父が以前から借用し耕作しており、今回譲受人が耕作を行うため所有権移転を行う案件です。
	現在もリンゴを栽培しており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号3番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
10番	整理番号4番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
議長	議事を一時休議します。
	10番、曳地 正人 委員 一時退席願います。
	〔一時退席〕
議長	それでは議事を再開します。
	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	浪岡委員（発言を許可する。）
9番	整理番号4番について説明いたします。
	譲渡人は今まで耕作していた方から農地の返却を受け、譲受人に利用について相談されました。譲受人は大規模に農業経営をされており、申請地付近でも耕作されていたこともあり、

議長

今回所有権移転をすることになった案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
ご審議よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長

区域番号5番、整理番号3番から3ページ9番までの5件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番

議長17番（発言を求める。）

議長

古閑委員（発言を許可する。）

17番

整理番号5番について説明いたします。

譲渡人と譲受人は親戚関係にあり所有権を移転する案件です。

許可を受けようとする農地は、現在保全管理状態であり、取得後は大根栽培をする予定です。
譲受人は現在適正に農地を耕作し周辺農地への影響もないことから区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整理番号6番について説明いたします。

譲渡人と譲受人は親戚関係であり、自家消費栽培のため農地を取得するものです。

許可を受けようとする農地には、現在茶の木が植えてあり、権利取得後も引き続き茶を栽培し、自家消費する予定です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整理番号7番について説明いたします。

譲受人が経営規模の拡大のため所有権を移転する案件です。

許可を受けようとする農地は全部で6筆あり、そのうち4筆が田、2筆が畑です。

田では引き続き水稻を栽培し、畑では野菜類を栽培する予定で区域協議会では問題なしと判断いたしました。

整理番号8番、9番について併せて説明いたします。

譲受人は同一人物、自作地付近で耕作に適しているため、所有権を移転する案件です。

整理番号8番は、地目が畑で現在は保全管理の状態です。権利取得後は大豆を栽培する計画です。

整理番号9番は、地目が田で現在水稻を栽培しており、権利取得後も同様に水稻を栽培する計画です。

譲受人は、現在適正に耕作しており、周辺農地への影響もないことから区域協議会では問題なしと判断いたしました。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長

区域番号6番、整理番号10番から4ページ12番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番

議長20番（発言を求める。）

議長 20番	齋藤委員（発言を許可する。） 整理番号10番について説明いたします。 自宅脇の畑を所有権移転する案件です。自家消費栽培のためのネギなどを栽培する予定です。 区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号11番について説明いたします。 譲受人の職場のすぐ近くの畑であり、キュウリやナスなどの夏野菜の自家消費栽培するための所有権移転の案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号12番について説明いたします。 譲受人は周辺水田を15ヘクタールほど耕作しており、経営規模拡大のための賃貸借権設定です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長 次長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号7番、整理番号13番から15番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長 23番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長23番（発言を求める。）
議長 23番	佐藤委員（発言を許可する。） 整理番号13番について説明いたします。 共有持分の移転の案件となっております。本案件に関しては今までも何件か管理が困難になった方から譲受人が共有持分の譲受を受けてきた経緯があります。当面は今まで通りカボチャなどを栽培する予定となっております。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号14番について説明いたします。 譲渡人は、譲受人からみると分家にあたる関係になります。申請地は譲渡人が相続により取得した農地であります。実質的には譲受人が今までも管理、耕作をしており、譲渡人が今後も耕作しないことから、譲受人に所有権を移転する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号15番について説明いたします。 譲渡人と譲受人は兄弟の関係にあります。譲渡人が申請地を相続しましたが、譲受人の居住地に近く、今までも譲受人が自家消費栽培のため使用、耕作してきた農地となっています。 譲渡人が今後も耕作する予定がないということで、譲受人に所有権を移転する案件です。 区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分につ

いて、整理番号1番から15番の15件、原案のとおり許可と決定いたします。

10番 曳地 正人 委員が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

〔入室、着席〕

議長 それでは議事を再開します。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の5ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の自己転用1件で、市処分案件です。申請にあっては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 山岸委員（発言を許可する。）

7番 整理番号1番について説明いたします。

土地は稲作用機械の倉庫として使用している場所を拡張し、駐車場として使用していくために許可申請するものです。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。

ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番か1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の6ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転2件、賃貸借権設定3件、計5件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番から2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 栗原委員（発言を許可する。）

1番 整理番号2番については、私が役員となっている法人の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。

1番、栗原 武弘 委員 一時退席願います。

	〔一時退席〕
議長	それでは議事を再開します。 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
3番	議長3番（発言を求める。）
議長	吉田委員（発言を許可する。）
3番	整理番号1番について説明いたします。 譲渡人は以前リンゴを栽培しておりましたが、現在木を伐採し耕作放棄地となっております。 譲受人は、市クリーンセンター建替工事の受託業者です。本件は市クリーンセンター建替工事に伴い、受託業者の資材置場として一時転用する案件で、期間は令和10年3月31日までとなっております。使用後は農地として復旧する旨を行政書士より確認しております。 周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号2番について説明いたします。 譲渡人はデイサービスの施設に隣接した畑を所有していますが、農業には従事しておりません。譲受人は9月1日よりデイサービスを運営しておりますが、当初の計画より駐車場の収容台数確保が困難となり、利用者が不便を来したことから譲渡人と協議し、賃借権の設定となりました。利用者の利便性の向上につながり、周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	山岸委員（発言を許可する。）
7番	整理番号3番について説明いたします。 申請地は河川の堤防整備のために一時転用として賃貸借権を設定する案件です。 この場所は以前にも一時転用で使用されており、返却後は保安全管理されておりましたが、今回も資材置場として使用するとして申請がなされております。 期間としましては、本年10月から来年3月までの予定であります。期間終了後は現状に戻すということになっており、周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号3番、整理番号4番から5番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番	議長9番（発言を求める。）
議長	浪岡委員（発言を許可する。）
9番	整理番号4番について説明いたします。 申請地は譲受人の自宅の南側です。交通量の多い道路の交差点付近にあり渋滞が頻繁に発生しており、既存の自宅駐車場への進入が難しくなっていました。南側に駐車場を確保し利便性を図るものです。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号5番について説明いたします。 申請地の東側に釣り堀があり、従前より申請地を通路として使用していました。今回追認の形で申請が出されたわけですが、周辺農地に影響もなくやむを得ないとして区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から5番の5件、原案のとおり許可と決定いたします。 1番 栗原 武弘 委員が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。 〔入室、着席〕
議長	それでは議事を再開します。 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の7ページをご覧ください。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて、土地の所在、転用面積、土地利用計画、事業の操業期間を変更し継続施工するための変更承認申請1件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件をすべて満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	栗原委員（発言を許可する。）
1番	整理番号2番については、私が役員となっている法人の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
議長	議事を一時休議します。 1番、栗原 武弘 委員 一時退席願ひます。 〔一時退席〕
議長	それでは議事を再開します。 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
3番	議長3番（発言を求める。）
議長	吉田委員（発言を許可する。）

3番	整理番号1番について説明いたします。 議案第3号整理番号2番関連案件です。 露天駐車場増設に伴い、転用面積が130㎡増設され、必要な収容台数が確保されます。 これに伴い、工事期間も延長となることから事業計画変更となります。 周辺農地に影響もなく、利用者の利便性を鑑み区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番から1番の1件、原案のとおり承認と決定いたします。 1番 栗原 武弘 委員が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。 〔入室、着席〕
議長	それでは議事を再開します。 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の8ページをご覧ください。議案第5号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。 区域番号1番、整理番号1番から1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
3番	議長3番（発言を求める。）
議長	吉田委員（発言を許可する。）
3番	整理番号1番について説明いたします。 申請人の父は昭和39年に他地区に転居し耕作放棄され平成29年には既に山林化しており現在に至ります。 農業委員、推進委員、事務局職員で現地を調査した結果、すでに山林化しており農地への復元は困難であると判断しました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号2番から3番の2件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
17番	議長17番（発言を求める。）

議長 17番	古関委員（発言を許可する。） 整理番号2番について説明いたします。 事由については議案に記載のとおりです。以前は野菜類を栽培しておりましたが、農業委員、推進委員、事務局職員で現地を調査した結果、すでに山林化しており農地への復元は困難であると判断しました。 整理番号3番について説明いたします。 事由については議案に記載のとおりです。以前は野菜類を栽培しておりましたが、農業委員、推進委員、事務局職員で現地を調査した結果、すでに山林化しており農地への復元は困難であると判断しました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第5号 現況確認証明願出について、整理番号1番から3番の3件、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の9ページをご覧ください。議案第6号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、福島市長より計画（案）に対する意見を求められた案件です。いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。 10ページ、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長 3番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長3番（発言を求める。）
議長 1番	吉田委員（発言を許可する。） 整理番号1番について説明いたします。 花木を中心に農業を行っております。現地を確認したところ一部耕作されている保全管理された農地です。今後花木を栽培する予定でしたので区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号2番は取下げとなりました。 区域番号3番、整理番号3番及び4番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長 9番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。 議長9番（発言を求める。）

議長 9番	浪岡委員（発言を許可する。） 整理番号3番について説明いたします。 借受人はこの地区で大規模に農業を営んでおり、水稻・果樹栽培を行っております。 区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号4番について説明いたします。 貸付人は農業の担い手であった夫が数年前に亡くなり、耕作されていない農地が多くあり農地利用最適化推進委員に相談された経過がありました。 借受人は果樹の苗木を中心に生産し、販売されております。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号5番から11ページ、7番の3件、詳細は「議案書」のとおりです。 よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
13番	議長13番（発言を求める。）
議長	菱沼委員（発言を許可する。）
13番	整理番号5番、6番について、借受人が同じですので併せて説明いたします。 現在5町歩近く、雇用を使いながら大規模に経営されております。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号7番について説明いたします。 借受人は現在会社員ですが、休日には畑の管理もされており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
次長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。 区域番号5番、整理番号8番から10番の3件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
17番	議長17番（発言を求める。）
議長	古関委員（発言を許可する。）
17番	整理番号8番から10番について一括して説明いたします。 いずれも農業経営基盤促進法利用権からの移行で、現在適正に耕作していることを確認しました。借受人に聞き取りを行い今後も適正に耕作する旨確認できたため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕

議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号11番から12ページ、14番までの4件、詳細は「議案書」と おりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
23番	議長23番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
23番	整理番号11番、12番は貸付人、借受人とも同一の案件ですので一括して説明いたします。 借受人は当該地区におきましてほかにも多くの水稻栽培を大規模に行っている農家です。現 況の管理状況も問題ありませんので、今回の案件につきましても区域協議会では問題なしと 判断いたしました。
	整理番号13番について説明いたします。
	内容としましては議案に記載のとおりです。借受人の方は中国籍の永住者です。今回の申請 地のほかにも既に何件か営農を行っております。今回、春菊を栽培する予定とのことですが、 現況についても管理、耕作状況に問題はなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号14番について説明いたします。
	農業経営基盤促進法利用権からの移行です。現状ではナシを栽培しており、管理、耕作状況 に問題ありませんでしたので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
19番	議長19番（発言を求める。）
議長	武田委員（発言を許可する。）
19番	事務局に質問です。整理番号11番、12番は貸付人、借受人とも同一ですが、2項目に分 かれているのはなぜでしょうか。
次長	貸付人、借受人とも同一であるのは武田委員ご指摘の通りです。 今回複数の大字にまたがっており、圃場の位置の大字ごとにまとめておりますので、2項目 に分かれております。
19番	わかりました。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
2番	整理番号13番の借受人の方についてですが、この方は個人で営農されている方なのか何人 かのグループで一緒に耕作されている方がいるのか、分かれば教えてください。
23番	個人だと聞いております。
議長	私からも1点質問よろしいでしょうか。 整理番号13番の案件で、春菊を栽培される予定ですが、施設栽培なのか露地栽培なのかわ かれば教えてください。
23番	現況確認した際、施設は確認できませんでしたので露地栽培だと思います。 なお、他にも営農されている農地があり、福島市内の他地区でも営農されていると伺って おります。借受人の妻も一緒に営農されておりますが、妻名義で借受している農地がある ところがあります。お二人ともそれぞれ遊休地を借りて栽培をされており、永住者ですので日常 会話も含め意思疎通は問題なく可能、ということを申し添えます。

議長	そのほか、ご意見ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
議長	〔「異議なし」の声〕
庶務係長	異議なしと認め、議案第6号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）の議決についての案件は、2番を除き原案のとおり決定いたします。
	議案第7号、令和9年度、農地等利用最適化推進施策についての意見についてでございますが、これまでの経過についてご説明させていただきます。
	こちらは、農業委員会等に関する法律第38条に基づきまして、関係行政機関、すなわち福島市に対しまして、農地等利用の最適化推進のための具体的な意見を提出するものです。
	5月の区域協議会で、各委員の皆様、昨年度の意見書をもとに、修正、追加削除新規等の意見項目につきましてご検討いただきました。
	6月の区域協議会でそれぞれご提出をいただきまして、各区域協議会会長様にご意見を取りまとめた後、事務局で原案を作成しました。
	さらに、去る8月5日に佐藤國夫委員長を座長に農政対策小委員会を開催させていただきました。取りまとめた最終案でございます。
	それでは内容について、大項目の紹介をさせていただきます。
	13ページ目の一番、農地利用の集積集約化と、遊休農地の発生防止解消。
	13ページの下段に、新規就農の促進と担い手の確保。
	ページ変わります。14ページ3番、農業振興方策、以上の3項目となっております。
	次に意見書の取りまとめにあたっての考え方の考え方などにつきましては、佐藤委員長よりお話をいただきたいと思います。
	よろしくお願いいたします。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
佐藤國夫委員長	それでは、事務局より、意見取りまとめの経過について説明がありましたので、私からは、取りまとめの考え方、内容等についてご説明いたします。 今回の意見書の作成にあたりましては、より効果的で実行力のある提言とするために、前年度までの構成から大きく2つの点を変更しております。 1点目は、リード文の廃止です。 従来の導入部分をなくしまして意見を直接的に伝える文章へと刷新いたしましたところ。これにより、意見がより明確に伝わるものと考えております。 2点目は、大項目の集約です。 全体の論点を整理するため、前年度の大項目3番目と、大項目4番目、この内容を1つに統合いたしました。 また、昨年の意見内容に新規で追加したものは1項目、一部追加したものは8項目で合計9項目を追加いたしました。 意見に対する施策がすでに実施されているものを確認し、前回の意見から削除した意見もあります。

	以上を踏まえ、意見書案を作成し、去る8月5日に中村会長、及び尾形会長代理出席のもと、農政対策小委員会におきまして議論を重ね、最終案として取りまとめさせていただいた内容になっております。 我々の意見、要望が1つでも多く施策に反映するよう、10月6日に意見書として市長へ提出いたしますので、ご審議よろしく願いいたします。
議長	ただいまの説明についてご意見ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。 ご意見ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第7号、令和9年度農地法等利用最適化推進施策についての案件は、原案の通り決定いたします。
議長	次に、報告を事務局よりお願いします。
次長	議案書16ページ、報告第1号から29ページ報告第6号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。
議長	これで本日の議事を全て終了いたします。 閉会のことはを、尾形会長代理よりお願いいたします。
会長代理	〔尾形会長代理より閉会の言葉〕 慎重審議ありがとうございました。 これで、第3回総会を終了いたします。

(午後3時00分)

令和8年9月18日

これは、福島市農業委員会第3回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人3番 吉田 久勝

議事録署名人15番 安齋 昭通